

## 地域の会 質問・意見書

日付：令和7年6月17日

氏名：星野 俊彦

●前例会にて示された私の質問への回答に対して重ねて質問（再質問）します。文書での回答をお願いいたします。

### 東京電力に対する質問

**回答 1** 原子力規制委員会に申請した特重施設の「設置変更許可申請」（2014/12/15）において「本体施設としていた地下式フィルターベントを特重施設の格納容器破損防止対策施設としても共用することとした」とある。

質問 1 回答の【参考】にある 2013/12/24「柏崎刈羽原子力発電所 6,7 号炉フィルターベント設備の計画概要」（改訂版）の 4 ページでは地下式フィルターベントの特徴を「■原子炉建屋と同じ指示岩盤に支持 ■建屋間相対変位は、配管の弾性変形にて吸収」と記載し、原子炉建屋と密着した地下式フィルターベント設備の断面図を示した。この改訂版を新潟県に提出している。

上記回答 1 の「共用する」とすると、この改訂版で示した「原子炉建屋と密着した構造」では無くなるが、この点について特重施設の設置変更許可申請の提出前に新潟県（更に柏崎市、刈羽村）に説明し、了解を取れているか。

質問 2 特重施設の「設置変更許可申請」（2014/12/15）の後に発行した 2015/5/27 付けの東電「フィルターベント設備について」（資料No.2-3）の 2 ページ、8 ページでも上記の計画概要（改訂版）と全く同じく「原子炉建屋と密着した地下式フィルターベント設備」を図示している。これは、回答 1 の「共用することとした」と時系列で矛盾するがどういう事か。

**回答 2** 回答 2 に関連して、私の口頭の再質問に対して、稲垣所長から「地下式フィルターベントは特重の中にある」と回答された。

質問 3 特重施設は原子炉建屋と距離を置く（離す）とされているが、原子炉と離れた特重施設内の地下式フィルターベント設備はどのような構造で原子炉等と接続するのか。

質問 4 泉田知事は原子炉等とフィルターベント設備を繋ぐ配管の破断を危惧して「基礎部の一体化（地下式フィルターベント設備）」を条件として柏崎刈羽原発の「規制基準適合審査」への申請を承認した。上記回答 1 の「共用する」はこの条件をも反故にしたと考えるがどうか。

**回答 3** 私の質問は特重施設その物の「設置変更許可申請」の事前了解の有無を聞いている。示された回答 3 はフィルターベントに論点を逸らして、私の質問に答えていない。

質問 5 特重施設は“安全協定、の「原子力発電施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更しようとするときは、事前に了解を得る」と言う取り決めに当てはまる施設であるが、2014/12/15の「特重の設置変更許可申請」に対する新潟県、柏崎市、刈羽村の事前了解は得られたのか。ちなみに東北電力女川原発2号機では2023/12/1に宮城県、女川町、石巻市から事前了解が出ている。中国電力島根原発2号機では、今年2025/3/24に島根県知事が事前了解を出した。

**回答 4** 私の質問は「設置時期」を聞いてはいない。

質問 6 7号機の再稼働の準備が進む中で、再稼働の要件である「特重」が出来上がっていない現状は施設設置の変更と言える。“安全協定、に従って「現実には無い事についての了解」が必要と思うがどうか。

上記の「東京電力に対する質問」を閲覧していただき、その質問に関連する部分を以下に新潟県に質問します。文書での回答をお願いいたします。

#### **新潟県に対する質問**

質問 1 先の県の**回答 3** の中段「当該施設は本体側での事前了解対象としていた」とあるが、ここに言う「当該施設」はフィルターベントの事か。

質問 2 東電に対する質問5と関連して、東電の特重施設の設置変更許可申請（2014/12/15）に際して、新潟県は「特重施設の設置」を了解したのか。それを示す文書はあるか。

質問 3 新潟県は東電の「特重施設の設置」（2014/12/15）に関して安全協定の行使を怠ったのではないか。

以上